

津波発生時の避難確保計画

広田町字前花貝222番地2

陸前高田市国民健康保険広田診療所

管 理 者 : 所長 坪井 潤一

担 当 者 :

電話番号 : 0192-56-2515

2024年 12月 作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成したときは、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

☒ 施設内における掲示

☒ 施設ホームページに掲載

☐ その他 ()

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

利用形態	0	建物の 階数	1	階
	診療所			

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 32名	昼間 8名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		

【施設が有する災害リスク】

津波災害警戒区域	基準水位	1m
	最大浸水深	0.8m

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難先は、以下の場所とする。

避難経路図



施設所在地		広田町字前花貝222番地2
避難場所	名称	広田保育園
	住所	広田町字大久保25番地

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
➤ 遠地地震に関する情報の中で津波到達予想時刻等の情報が発表された場合 ※1 ➤ 津波注意報の発表 ➤ 地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	注意体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
		津波情報等の情報収集	情報連絡班
		避難誘導体制の確認	避難誘導班
		装備品、備蓄品の確認	装備品等準備班
➤ 津波警報の発表 ➤ 避難指示の発表	警戒体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
		津波情報等の情報収集	情報連絡班
		使用する装備品等の装着	装備品等準備班
		避難誘導開始	避難誘導班
		家族への連絡	情報連絡班
➤ 大津波警報の発表	非常体制確立	状況把握、指揮	統括指揮者
		津波情報等の情報収集	情報連絡班
		避難の完了	避難誘導班
		避難先での資機材の管理	装備品等準備班

表内の事項のほか、統括指揮者の指揮命令に従うものとする。

※1 津波到達時間は長い場合のみ

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
【津波情報】 警報・注意報 【避難情報】 避難指示	防災行政無線（電話応答サービス 0120-273-256） 市からの登録制メール（Dメール） （登録用メールアドレス： d-touroku@rt.city.rikuzentakata.iwate.jp ） テレビ・ラジオ 緊急速報メール インターネット ➤ 気象庁気象庁HP ➤ 陸前高田市ホームページ ➤ 陸前高田市各種SNS

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無い等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②陸前高田市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所は下表のとおりとする。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
避難場所	広田保育園	220m	徒歩	3分	津波警報、大津波警報

(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応

避難方法 **発災時にすぐに避難できる準備**

8. 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所、保管場所
通常の設備	エレベーター		
	出入り口用スロープの設置	2	表側玄関、裏側玄関
	車椅子	2	玄関
	その他（ ）		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	事務室
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他（ ）		

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ2台、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池32個、乾電池(1)単1 10本、(2)単2 2本、(3)単3 10本、(4)単4 10本
避難誘導	従業員名簿、携帯電話1台、懐中電灯4台、乾電池32個
利用者	おむつ30枚
そのほか	ウェットティッシュ10個、ゴミ袋10枚、タオル10枚、寝具3人分

10. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年6月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年6月に全従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波防災地域づくりに関する法律71条第2項に基づき、実施結果を市長に報告する。

実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。